

クレジットカード使用規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人ひらいるミナル（以下「当法人」という）のクレジットカードの取扱いに関わる事項について定め、当該カードの使用を明瞭かつ適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「法人カード」とは、銀行及び信販会社又はその子会社（以下「カード発行会社」という）が法人に対して発行するクレジットカードをいう。

(管理責任者)

第3条 法人カードの保管管理を行うために、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、会計責任者（統括会計責任者）とする。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、カード発行会社から法人カードを受領したときは、経理規程第12条の規程に基づきクレジットカード管理簿をもって適正に管理するとともに、法人カードを使用する者（以下「カード使用者」という）に対し、法人カードの使用の承認と法人カードの貸与を行うものとする。

(所有する法人カード)

第5条 当法人が所有する法人カードは以下のとおりとする。

(1) クレジットカード

(法人カードの使用範囲)

第6条 当法人において法人カードを使用できる範囲は、法人又は施設の業務に関する支払いに限る。

(カード使用者の範囲)

第7条 法人カードの使用者は理事長または施設の会計責任者とする。

(カード使用者の責務)

第8条 カード使用者は、法人カードの約款を遵守するとともに、法人カードの使用が第

9条第1項各号に掲げる不正使用とみなされないように、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

- 2 法人カードを使用したときは、証憑書類として領収書又は利用明細、又はその両方を管理責任者に提出しなければならない。

(法人カードの紛失盗難等)

第9条 カード使用者は、貸与された法人カードを紛失又は盗難に遭ったときは、速やかにその状況を管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた管理責任者は、直ちに所管する警察署に紛失等の届出を行うとともに、カード発行会社に対しカードの利用停止等の措置を求めるものとする。

(法人カードの不正使用)

第10条 法人カードの使用が次の各号に該当するときは、これをカードの不正使用とみなす。

- (1) 私的に利用した場合
- (2) 第6条に規定する使用範囲を超えて使用した場合
- (3) 法人カードの使用約款に違反して使用した場合

- 2 管理責任者は、前号各号に掲げる不正使用を発見した場合は、直ちに不正使用された法人カードをカード使用者から回収するとともに、理事長にその状況を報告するものとする。

(法人カードの不正使用に対する損害賠償)

第11条 理事長は、前条第1項に掲げる法人カードの不正使用により法人に損害が発生したと認めた場合は、カード使用者に対しその損害の賠償を求めるものとする。

(その他)

第12条 本規程は、理事会で改廃する。

- 2 本規程に定めるもののほか、法人カードの取扱いについて必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 本規程は令和6年12月1日より施行する。